

お客さま各位

しのめ信用金庫

「当座勘定規定」等の改正について

平素は格別のご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

当金庫では、手形・小切手の全面的な電子化への取り組みの一環として、すでにご案内しております「手形・小切手の最終振出期限の設定」および「他金融機関を支払地とする手形・小切手の入金および代金取立の受付終了」に伴い、当座勘定規定等を下記のとおり改正いたします。

なお、改正後の規定は、改正前よりお取引いただいているお客さまにも適用いたします。

記

1. 改正日

2026 年 10 月 1 日（木）

2. 改正する規定

- 当座勘定規定（一般用）
- 代金取立手形規定
- 普通預金規定（無利息型普通預金を含む）
- 貯蓄預金規定
- 納税準備預金規定
- 通知預金規定
- 定期預金共通規定
- 積立定期預金規定
- 定期積金規定

3. 改正内容

(1) 主な改正内容

手形・小切手の最終振出期限以降は支払わない旨等を明記

(2) 新旧対照表（改正部分を下線表示）

【当座勘定規定（一般用）】

改正後	現行
第 1 条（当座勘定への受入れ） (1) 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利 札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で 直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」とい う。）も受入れます。 <u>ただし、他金融機関を支払 人および支払場所とする手形または小切手は受 入れません。</u> (2) ～ (4) 省略	第 1 条（当座勘定への受入れ） (1) 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利 札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で 直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」とい う。）も受入れます。 (2) ～ (4) 省略
第 7 条（当座勘定の払戻し等） (1) 小切手が支払のために呈示された場合、または	第 7 条（当座勘定の払戻し等） (1) 小切手が支払のために呈示された場合、また

手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。<u>なお、2026年9月30日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。</u> (2) ～ (4) 省略 第8条（手形、小切手用紙） (1) 当金庫を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。<u>ただし、2026年9月30日までに振り出してください。</u> (2) 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であること、<u>かつ2026年9月30日までに振り出された手形であることを確認してください。</u> (3) ～ (7) 省略 第17条（振出日、受取人記載もれの手形、小切手） (1) 手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件を記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができますものとします。<u>なお、2026年9月30日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものが提示されたときは、当金庫の判断により支払いを拒絶することができるものとします。</u> (2) 省略 第18条（線引小切手の取扱い） (1) 線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ（または届出の署名）があるときは、その持参人に支払うことができますものとします。<u>なお、2026年9月30日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものが提示されたときは、当金庫の判断により支払いを拒絶することがあります。</u> (2) 省略 約束手形用法 3. 振出日、受取人の記載は手形要件となっておりますから、記入してください。 為替手形用法 4. 振出日、支払人、受取人の記載は手形要件となっておりますから、記入してください。 小切手用法 2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うことになりますからご承知おきください。<u>なお、2026年9月30日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。</u>	は手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。 (2) ～ (4) 省略 第8条（手形、小切手用紙） (1) 当金庫を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。 (2) 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。 (3) ～ (7) 省略 第17条（振出日、受取人記載もれの手形、小切手） (1) 手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件をできるかぎり記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができますものとします。 (2) 省略 第18条（線引小切手の取扱い） (1) 線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ（または届出の署名）があるときは、その持参人に支払うことができますものとします。 (2) 省略 約束手形用法 3. 振出日、受取人の記載は手形要件となっておりますから、<u>できるだけ</u>記入してください。 為替手形用法 4. 振出日、支払人、受取人の記載は手形要件となっておりますから、<u>できるだけ</u>記入してください。 小切手用法 2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。なお先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うことになりますからご承知おきください。
---	---

【代金取立手形規定】

改正後	現行
1. (取扱証券類) 手形、小切手、公社債、利札、配当金領収証その他の証券のうち、預金口座へ直ちに受入れができないもの（以下、「証券類」という。）は、代金取立として取扱います。<u>ただし、2026年9月30日を超えて振り出された、当金庫を支払場所とする手形または当金庫を支払人とする小切手については、取扱いをいたしません。</u>	1. (取扱証券類) 手形、小切手、公社債、利札、配当金領収証その他の証券のうち、預金口座へ直ちに受入れができないもの（以下、「証券類」という。）は、代金取立として取扱います。

【普通預金規定（無利息型普通預金を含む）】

改正後	現行
3. (証券類の受入れ) (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます）を受入れます。<u>ただし、他金融機関を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> (2) ～ (5) 省略	3. (証券類の受入れ) (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます）を受入れます。 (2) ～ (5) 省略

【貯蓄預金規定】

改正後	現行
3. (証券類の受入れ) (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます）を受入れます。<u>ただし、他金融機関を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> (2) ～ (5) 省略	3. (証券類の受入れ) (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます）を受入れます。 (2) ～ (5) 省略

【納税準備預金規定】

改正後	現行
3. (証券類の受入れ) (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。<u>ただし、他金融機関を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> (2) ～ (5) 省略	3. (証券類の受入れ) (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。 (2) ～ (5) 省略

【通知預金規定】

改正後	現行
3. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。<u>ただし、他金融機関を支払人および支払場所とする小切手は受入れません。</u> (2) 省略	3. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 (2) 省略

【定期預金共通規定】

改正後	現行
2.（証券類の受入れ） (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。<u>ただし、他金融機関を支払人および支払場所とする小切手は受入れません。</u> (2) 省略	2.（証券類の受入れ） (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 (2) 省略

【積立定期預金規定】

改正後	現行
4.（証券類の受入れ） (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。<u>ただし、他金融機関を支払人および支払場所とする小切手は受入れません。</u> (2) 省略	4.（証券類の受入れ） (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 (2) 省略

【定期積金規定】

改正後	現行
2.（証券類の受入れ） (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。<u>ただし、他金融機関を支払人および支払場所とする小切手は受入れません。</u> (2) 省略	2.（証券類の受入れ） (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 (2) 省略

以上